

電気通信番号計画の一部変更について

(諮問第3124号)

<目次>

1	諮問書	1
2	改正概要	2
3	告示改正案	5
	・ 電気通信番号計画の一部を変更する告示案（諮問対象）	5

(参考)

・ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案	10
・ 電気通信番号計画の一部を変更する告示案（諮問対象外）	14
・ 電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案	18

諮問第3124号
令和元年9月27日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条第2項の規定に基づき、電気通信番号の使用に関する条件等を定めるため、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の一部を変更することとしたい。

については、法第169条第2号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信番号計画の一部変更について

令和元年9月27日

総務省

総合通信基盤局

020番号 (データ伝送携帯電話番号) 、IMSI (International Mobile Subscriber Identity) の現状について

(1) 020番号について

✓ 020番号は、M2Mサービスで使用する**11桁**の電気通信番号 (**番号容量：8,000万番号**) ※。

※ 020-1～3,5～9を使用

✓ 平成30年度末時点で、携帯事業者4者に対して**合計3,260万番号 (番号容量の約40%)**を指定済み。

✓ 事業者からのヒアリングに基づき試算した結果によれば、残容量 (4,740万番号) は3年強分であり、**令和4年度内には指定可能な020番号が枯渇する見込み**。

(2) IMSIについて

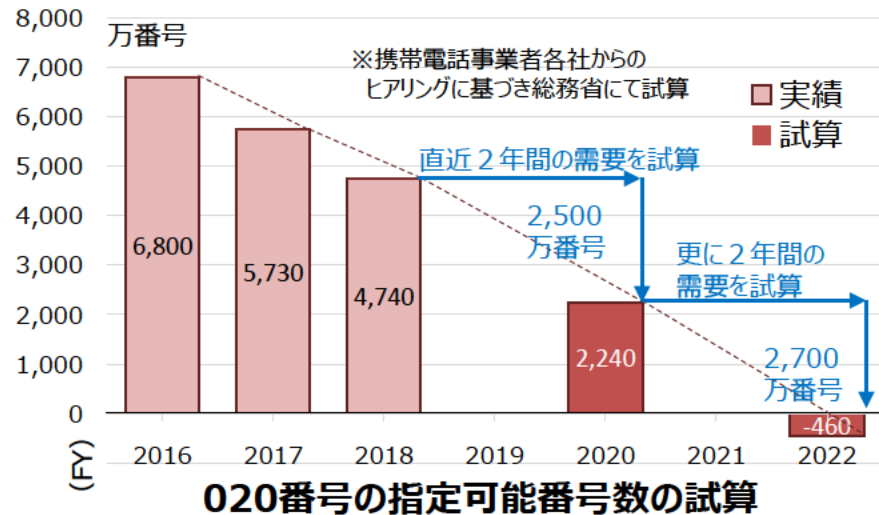
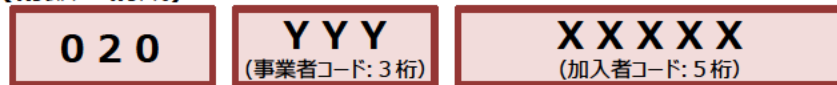
✓ IMSI (International Mobile Subscriber Identity) は、携帯無線通信においてデータ通信を行うに当たり、ネットワークによる端末の位置情報の管理や、認証を経て呼接続を行うために使用される**15桁**の電気通信番号。

※ MCC (国コード: 3桁) + MNC (事業者コード: 我が国では現状2桁) + MSIN (我が国では現状10桁) で構成される。我が国では2つのMCCの指定をITUから受けているため、**指定可能事業者数は200**。

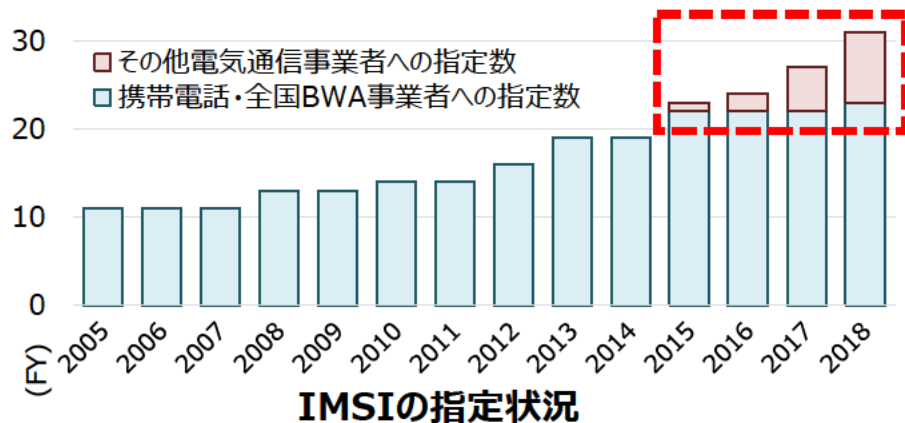
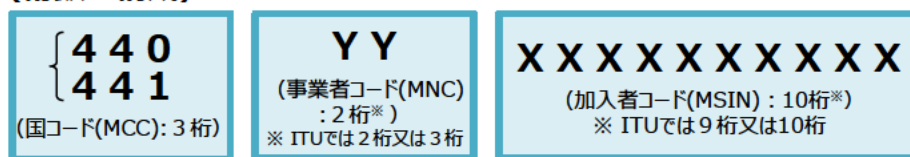
✓ 平成30年度末時点で、携帯事業者やBWA事業者等に対して**31指定単位 (指定可能事業者数の約16%)**を指定済み。

✓ いわゆる「フルMVNO」の出現等により、近年、IMSIの指定を受ける事業者が増加傾向にあり、できるだけ早い段階で**指定可能事業者数を確保するための対策を講じておく必要**。3

(桁数の構成)



(桁数の構成)



020番号、IMSIの番号容量確保のための告示改正等

(1) 020番号について

- 措置の内容 …
- 新たに020-0を14桁で指定可能とする → 番号容量を8,000万番号から約100億番号に拡大
 - 既存の020-1~3・5~9について、新たな020-0への移行を促す
 - 既存のM2M利用の090等について、新たな020-0への移行を促す

電気通信番号の構成		措置	担保手段
現在	改正後		
020-YYY-XXXXX[11桁] ※最初のYは0及び4を除く ※YYYは事業者ごとに定める	<020-0> 020-YYYYYY-XXXXX[14桁] ※最初のYは0 ※YYYYYは事業者ごとに定める	・左記による新たな指定を可能とする。	番号計画(告示)
	<020-1~3, 5~9> 020-YYY-XXXXX[11桁] ※最初のYは0及び4を除く ※YYYは事業者ごとに定める	・新規の指定は令和3年末までとする。	番号計画(告示)
		・用途をデータ伝送業務に限定(現在は限定的な音声サービスにも使用可能。) ・令和4年以降は、事業者に次のように対応させる。 - やむを得ない場合を除き、新規の付番には用いない。 - 未使用の11桁は総務省に返還する。 - 既に付番した11桁番号は機会を捉えて14桁番号に移行する。	番号計画(告示) 事業者が総務省に提出する番号使用計画の認定の条件とする
[070/080/090]-YYYY-XXXX	[070/080/090]-YYYY-XXXX	・M2M用途に使用できるとする経過措置を廃止。 ・令和4年以降は、事業者に次のように対応させる。 - M2M等に対する新規の付番には用いない。 - 既にM2M等に対して付番している場合は、機会を捉えて020番号に移行する。	番号計画(告示) 事業者が総務省に提出する番号使用計画の認定の条件とする

(2) IMSIについて

- 措置の内容 … 指定数が少ない441から始まるIMSIについて、事業者コード(MNC)を3桁化する → 指定可能事業者数を200から約1,100に拡大

電気通信番号の構成		措置	担保手段
現在	改正後		
440-YY-XXXXXXXXXX[15桁] ※YYは事業者ごとに定める(事業者コード) 【指定状況(28指定単位):ソフトバンク(00,20,21)、UQ(01)、阪神ケーブル(02)、IIJ(03)、日本無線(04)、WCP(05)、さくらインターネット(06)、LTE-X(07)、パナソニックシステムソリューションズ(08)、丸紅無線通信(09)、ドコモ(10)、楽天モバイル(11)、ケーブルプラスメディア(12)、KDDI(20,21,50,51,52,53,54,70,71,72,73,74,75,76)、沖縄セルラー(78)】	440-YY-XXXXXXXXXX[15桁] ※YYは事業者ごとに定める(事業者コード)		
441-YY-XXXXXXXXXX[15桁] ※YYは事業者ごとに定める(事業者コード) 【指定状況(3指定単位):WCP(00)、ソフトバンク(01)、UQ(10)】	441-YYY-XXXXXXXXXX[15桁] ※YYYは事業者ごとに定める(事業者コード)	・左記による新たな指定を可能とする。 ・WCPが使用している441-00は、閉域ネットワーク内での使用等を条件として継続利用可能とする。 ・ソフトバンクが使用している441-01及びKDDIが現在使用している441-10は、サービス終了後に廃止することとし、廃止手続の際に基地局からの発射停止、SIMの回収等について確実にすることとする。	事業者が総務省に提出する番号使用計画の認定の条件とする

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項及び第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第3 利用者設備識別番号に関する事項

電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	

【略】

データ伝送携帯電話番号	回200DEF GHJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、D E F G Hは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	携帯電話又はPHSに係る役務(いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。)に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(は0及び4を除く。)とし、C D Eは総務大臣
データ伝送携帯電話番号	回200DEF GHJK (ただし、英字は十進数字(は0及び4を除く。)とし、C D Eは総務大臣	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回200DEF G H J K L M Nであるものに限る。以下「0200番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の13第1項の認定を受けていること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わないこと。
データ伝送携帯電話番号	回200CDEF GHJK (ただし、英字は十進数字(は0及び4を除く。)とし、C D Eは総務大臣	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回200CDEF G H J Kであるものに限る。以下「0200C番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するもの)

第3 【同左】

電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	

【同左】

データ伝送携帯電話番号	回200CDEF GHJK (ただし、英字は十進数字(は0及び4を除く。)とし、C D Eは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	携帯電話又はPHSに係る役務(いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。)に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(は0及び4を除く。)とし、C D Eは総務大臣
データ伝送携帯電話番号	回200CDEF GHJK (ただし、英字は十進数字(は0及び4を除く。)とし、C D Eは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の13第1項の認定を受けていること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わないこと。
データ伝送携帯電話番号	回200CDEF GHJK (ただし、英字は十進数字(は0及び4を除く。)とし、C D Eは総務大臣	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回200CDEF G H J Kであるものに限る。以下「0200C番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するもの)

	の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。) (令和3年12月末日までに総務大臣が指定したものに限り。)	であるものに限る。) (注3)	術基準に係る無線設備を使用するものに限る。) の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の13第1項の認定を受けていること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わないこと。 3 データ伝送携帯電話番号により識別される端末設備等が0200番号を使用することができなときその他やむを得ない事情があるときに総務大臣が電気通信番号の指定に当たり必要があると認めた場合における0200番号を使用する者(利用者を含む。)の0200番号への移行の状況その他の事情を勘案して総務大臣が電気通信番号の指定に当たり必要と認めるまでの間を除き、令和4年1月1日以降は新たに付番をしないこと。 第2 自ら指定を受けて0200番号を使用する者及び但し電気通信業務の提供を受けて0200番号を使用する者については、令和4年1月1日以降使用されている0200番号について0200番号への移行を進めること。
--	--	-----------------	--

[略]			
IMS 1	440N ₁ N ₂ X は441N ₁ N ₂ N ₃ から始まる 15桁の十進数字 (ただし、英字 に添字を付した ものは総務大臣 の指定により電 気通信事業者ご とに定める十進 数字とする。)	電気通信回線設備に接続する利用者の端末設備等(1 T-U-T勧告E.212に準拠したものに限り。)	自ら指定を受けてIMS Iを使用する者については、次のとおりとする。 1 電気通信回線設備に接続する利用者の端末設備等を識別するための設備を設置すること。 2 呼の発信を目的として使用しないこと。

[注1・2 略]
3 主としてデータ伝送業務の用に供するものには、次のいずれかに該当するものは含まないものとする。
[(1) 略]

		であるものに限る。) (注3)	
--	--	-----------------	--

[同左]			
IMS 1	440N ₁ N ₂ X は441N ₁ N ₂ から始まる15桁 の十進数字 (ただし、英字 に添字を付した ものは総務大臣 の指定により電 気通信事業者ご とに定める十進 数字とする。)	[同左]	[同左]

[注1・2 同左]
3 [同左]
[(1) 同左]

<p>(2) 音声伝送役務の提供の用に供するもの。</p> <p>〔(3) 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>〔第4・第5 略〕</p> <p>附 則</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 この告示の施行の際現に使用されている電気通信番号について法第五十条の二第一項の認定（法第五十条の六第一項の変更の認定を含む。）を行う場合であつて、次に掲げるときその他の総務大臣が特に認めるときは、第3の表及び第4の表の規定は、これによらないことができる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>3 前項の規定の適用を受けた音声伝送携帯電話番号（前項第一号に掲げるときとして使用されるものに限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を電気通信番号の使用に関する条件に加えるものとする。</p> <p>一 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあつては、音声伝送携帯電話番号により識別される端末設備等が0200番号を使用することができないときその他やむを得ない事情があるときに総務大臣が電気通信番号の指定に当たり必要があると認めた場合における音声伝送携帯電話番号を使用する者（利用者を含む。）の0200番号への移行の状況その他の事情を勘案して総務大臣が電気通信番号の指定に当たり必要と認めるまでの間を除き、令和四年一月一日以降は新たに付番をしないこと。</p> <p>二 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者及び卸電気通信役務の提供を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあつては、令和四年一月一日以降使用されている音声伝送携帯電話番号について0200番号への移行を進めること。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(2) 音声伝送役務の提供の用に供するものであつて、当該役務のうち当該役務の利用者（特定の利用者を除く。）が当該役務を利用する際、電気通信番号を認識できるもの又は直接若しくは他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行うものの提供の用に供するもの。</p> <p>〔(3) 同左〕</p> <p>〔4 同左〕</p> <p>〔第4・第5 同左〕</p> <p>附 則</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 この告示の施行の際現に使用されている電気通信番号について法第五十条の二第一項の認定（法第五十条の六第一項の変更の認定を含む。）を行う場合であつて、次に掲げるときその他の総務大臣が特に認めるときは、第3の表及び第4の表の規定は、これによらないことができる。</p> <p>〔一・二 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 〔同上〕</p>
--	---

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 電気通信事業者は、この告示の施行の際現に認定を受けている電気通信番号使用計画について、この告示の施行の日から起算して三月以内に、この告示による変更後の電気通信番号計画の規定に合致させなければならない。ただし、当該電気通信事業者がその期間内に電気通信事業法第五十条の六第一項の規定に基づく変更の認定を申請した場合において、その期間を経過したときは、当該申請について認定又は認定の拒否の処分があるまでの間は、この限りでない。
- 3 この告示の施行の際現に指定を受けているIMSI（電気通信番号の構成が441N₁N₂から始まる十五桁の十進数字であるものに限る。）については、この告示による改正後の電気通信番号計画第3の表電気通信番号の構成の欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該IMS Iを使用して提供される電気通信役務の内容が、この告示の施行の際現に当該IMS Iを使用して提供されている電気通信役務の内容と同一である場合に限る。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

客 出 窓	客 出 窓
<p>様式第28 (第8条関係)</p> <p>【第1表 略】</p> <p>第2表</p> <p>【様式略】</p> <p>【注1 略】</p> <p>2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200C)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。</p> <p>【3～10 略】</p> <p>【第3表 略】</p> <p>様式第28の3 (第8条関係)</p> <p>【様式略】</p> <p>注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200C)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。</p> <p>【2～7 略】</p> <p>様式第28の4 (第8条関係)</p> <p>第1表</p> <p>【様式略】</p> <p>注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200C)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。</p> <p>【2～5 略】</p>	<p>様式第28 (第8条関係)</p> <p>【第1表 同左】</p> <p>第2表</p> <p>【様式同左】</p> <p>【注1 同左】</p> <p>2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(020)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。</p> <p>【3～10 同左】</p> <p>【第3表 同左】</p> <p>様式第28の3 (第8条関係)</p> <p>【様式同左】</p> <p>注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(020)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。</p> <p>【2～7 同左】</p> <p>様式第28の4 (第8条関係)</p> <p>第1表</p> <p>【様式同左】</p> <p>注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(020)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。</p> <p>【2～5 同左】</p>

【第2表 略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

【第2表 同左】

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項及び第二項の規定に基づき、電気番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第4 本人特定事項の確認方法	別表第4 本人特定事項の確認方法
<p>2 本人特定事項の確認を行う方法は、次に掲げる最終利用者の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。</p> <p>(1) 自然人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか、</p> <p>イ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの(6(1)ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。)の提示(6(1)ロに掲げる書類(一)を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びビハにおいて同じ。)の代表者等からの提示を除く。)を受ける方法</p> <p>[ロ 略]</p> <p>ハ 当該最終利用者若しくはその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)ハに掲げるもの(いずれか二の書類の提示を受ける方法又は6(1)ハに掲げる書類及び6(1)ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類(3)に規定する補完書類をいう。三及び又において同じ。)の提示(6(1)ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。)を受ける方法</p> <p>[三〜ト 略]</p> <p>チ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの(以下チ及びリにおいて単に「本人確認書類」という。)の送付を受け、又は当該最終利用者の本人確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報(当該最終利用者又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の本人確認書類(6(1)イからハまでに掲げるもの)のうち一を限り発行又は発給されたものに限る。)の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信(当該本人確認書類に記録され、又は当該情報に記録されている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法</p> <p>リ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該最終利用者の本人確認書類の写し及び当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類(3(3)に掲げる書類にあつては、当該最終利用者と同居する者のものを含む、当該本人確認書類に当該最終利用者の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類(当該最終利用者のものに限る。))とする。)若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該最終利用者の住居(当該本人確認書類の写しに記載されている当該現在の住居の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該</p>	<p>2 本人特定事項の確認を行う方法は、次に掲げる最終利用者の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。</p> <p>(1) 自然人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか、</p> <p>イ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの(6(1)ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。)の提示(6(1)ロに掲げる書類(一)を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びビハにおいて同じ。)の代表者等からの提示を除く。)を受ける方法</p> <p>[ロ 同左]</p> <p>ハ 当該最終利用者若しくはその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)ハに掲げるもの(いずれか二の書類の提示を受ける方法又は6(1)ハに掲げる書類及び6(1)ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類(3)に規定する補完書類をいう。三及びリにおいて同じ。)の提示(6(1)ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。)を受ける方法</p> <p>[三〜ト 同左]</p> <p>チ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法</p> <p>[リ 同左]</p>

最終利用者の住居)に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ㄨ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該提示を受けた日付及び時刻並びに本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているもの)により、当該最終利用者に対して、取引関係文書を送付する方法

ㄨㄨ [略]

〔(2) 略〕

〔3・4 略〕

5 特定事業者は、2(1)ロ、チ若しくはハ又は(2)ロからニまでに掲げる方法(ロ及びハに掲げる場合においては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

〔(1)～(3) 略〕

〔6 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

ㄨ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該提示を受けた日付及び時刻並びに本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているもの)により、当該最終利用者に対して、取引関係文書を送付する方法

ㄨㄨ [同左]

〔(2) 同左〕

〔3・4 同左〕

5 特定事業者は、2(1)ロ若しくはチ又は(2)ロからニまでに掲げる方法(ロ及びハに掲げる場合においては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

〔(1)～(3) 同左〕

〔6 同左〕

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

○総務省訓令第 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（審査基準） 第20条の2 電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第165条第1項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第9条の登録又は法第16条第1項若しくは第165条第1項の規定による届出が行われた後に行うものとする。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 番号規則第6条第1号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）</p> <p>〔ア～ウ 略〕</p> <p>エ <u>卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務の提供をする電気通信事業者がIMS Iの指定を受けようとする場合には、当該卸電気通信役務の提供を受けるに当たり当該卸電気通信役務の卸元電気通信事業者が使用するIMS Iを使用し、電気通信役務の提供をするに当たり当該IMS Iを使用させる方法によることができな</u>い合理的な理由があること。</p> <p>〔(4)～(6) 略〕</p> <p>別紙2</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 指定単位数</p> <p>1 における指定単位数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。</p>	<p>（審査基準） 第20条の2 [同左]</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>(3) [同左]</p> <p>〔ア～ウ 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔(4)～(6) 同左]</p> <p>別紙2</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 指定単位数</p> <p>1 における指定単位数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。</p>

<p>〔(1)～(4) 略〕</p> <p>(5) <u>IMSI (441N₁N₂N₃から始まるものを除く。)</u> 100億</p> <p><u>IMSI (441N₁N₂N₃から始まるものに限る。)</u> 10億</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>〔(1)～(4) 同左〕</p> <p>(5) IMSI 100億</p> <p>〔3 同左〕</p>
--	--

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。